

512引火性の物を起因物とする死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2020	1	16 ～ 17	工場内で二柱リフトに車両を載せてガソリンを抜く作業中、流動摩擦で静電気が起こり右手甲を火傷した。	44	11	11709	1～ 9
2	2020	2	16 ～ 17	ヤード内で、バーナーに火をつけてタンク近くに寄ったところ爆発し、爆風が顔に当たり、顔と足に火傷を負った。	44	14	11209	1～ 9
3	2020	2	16 ～ 17	工場ヤードで、タンクを切断するように言われ、バーナーに火をつけたところ、引火して爆発し、急いで逃げたが、足に火傷を負った。	17	14	11209	1～ 9
4	2020	3	9 ～ 10	採石工事現場でパワーショベルにグリスを給脂した際、手にグリスが付着したためクリーナーで落とした。その後、鉄板を切断するためバーナーにライターで火を点けたところ、引火性のあるクリーナーが手に残っていたため、引火して両手に火傷を負った。	49	11	20209	1～ 9
5	2020	3	10 ～ 11	社内で切断機の切削油の受け皿を作ろうとシンナーの空き缶を利用した。缶の穴が小さいためエアープラズマで切断中、缶に水が入っていたが少量のため缶の内側に残っていたシンナーに引火して、右手第2度熱傷を負った。皮手袋はしていた。	55	11	11209	1～ 9
6	2020	3	21 ～ 22	ボイラー運転停止作業中、溜まった粉塵をコンベアーの点検口を開けて投入したところ、重油バーナーが点火しており、粉塵へ引火し爆発が発生して顔面に熱傷を負った。	40	14	10109	50 ～ 99

7	2020	4	13 ～ 14	工場の周りの草取り中、雨が降ってきたため焼却炉を工場の中に入れ、置いていたシンナーを元の位置に戻そうとせず、持っていたシンナーが自分に掛かったため、それを手から離れたとき、焼却炉に飛び火した。その際、左腕に火が燃え移り、顔面、頸部、左上肢、右手、胸部、背部を火傷した。	55	11	11209	1～ 9
8	2020	4	9 ～ 10	芯取り・塗型場で、製品の中子を作業台に載せ、塗型剤をノズルで塗布していたとき、ジョイント部からホースが抜け、塗型剤が飛散した。その際、乾燥着火中の製品の火で引火し、背中・両手・大腿部に熱傷を負った。	22	16	11002	50 ～ 99
9	2020	5	15 ～ 16	石油化学工場の現場で玉掛け作業中、化学反応による爆発が起こり、炎に巻き込まれ、顔、首、手を火傷した。	19	14	30302	1～ 9
10	2020	5	14 ～ 15	ゴルフ場3番ホールのティグラウンドで、乗用草刈り機の運転中に操作を誤り、ティグラウンドから転落し、乗用草刈り機が横転した。被災者が立木と機械に挟まれ、身動きが取れない状態になり、ガソリンが漏れて被災者に掛かった。その際、何らかの原因で引火し、全身火傷により死亡した。	59	16	140301	10 ～ 29
11	2020	5	9 ～ 10	給油所で、地下タンク内の破れた配管改修工事中、地下タンクから配管を外す際、錆がひどく充電式インパクトドライバーのビットが折れたため、被災者がコード式電動インパクトドライバーを使用したため、ガソリンの気化ガスが漏れていて火花が飛び、引火し、顔面と両手首を火傷した。（引火する恐れのある現場ではコード式インパクトドライバーは使用しないよう指導していた。）	31	11	30209	1～ 9
12	2020	6	0 ～ 1	車道で低木刈込作業のため、草刈り機の混合オイル作成中、気化したガソリンに引火し、左足脛に火傷を負った。	23	11	30199	1～ 9
			17	支店内の倉庫作業台上で、手動式スプレイヤーの戻り点検中に、ブレーキパーツクリーナーを使い、ライターで火を噴かせて固着部を				10

13	2020	7	18	溶かそうとしたところ、炎が一気に燃え広がり、顔の大部分Ⅰ度、 頬の一部Ⅱ度の火傷を負った。	23	11	80409	29
14	2020	7	10 11	倉庫内で、産業廃棄物の積替保管作業中、別の作業者が粉末状のセ ルロイド袋詰めを荷降ろしするために軽四輪自動車の荷台をダンプ した。その際、荷降ろし時の摩擦熱が軽四輪のマフラーの熱かで爆 発して近くにあったプラスチックに燃え移り、避難する際に爆風熱 などで顔、腕、耳に火傷を負った。	30	14	150102	99
15	2020	7	18 19	構内で大型車両荷台に積み込み作業中、荷物を持ち上げた際、荷物 が破損して液漏れしていたため、液体が右足に掛かり、科学熱傷、 両目に薬剤性角膜障害を負った。	38	12	40301	99
16	2020	8	13 14	下水処理場の機械濃縮設備の整備中、設備内でスプレー缶を使用し たことにより、可燃性ガスが設備内に充満していた。火気を使用し た際に爆発し、熱波で顔面と手足に火傷を負った。	31	14	30302	1～ 9
17	2020	8	13 14	下水処理場の機械濃縮設備の整備中、設備内でスプレー缶を使用し たことにより、可燃性ガスが設備内に充満していた。火気を使用し た際に爆発し、熱波で顔面と手足に火傷を負った。	28	14	30302	1～ 9
18	2020	8	13 14	下水処理場の機械濃縮設備の整備中、設備内でスプレー缶を使用し たことにより、可燃性ガスが設備内に充満していた。火気を使用し た際に爆発し、熱波で顔面と手足に火傷を負った。	31	14	30302	1～ 9
19	2020	8	14 15	工場でH型鋼の溶接作業中、近くに置いてあったシンナー入りの容 器に火の粉が飛んで引火した。火を消そうと容器を持ち上げて水場 まで運ぶ際、引火したシンナーがズボンに掛かり、両足にⅡ度熱傷 を負った。	67	11	11209	1～ 9
20	2020	8	9 10	パワーゲートの油圧ホースを交換する際、ホースジョイントとパ ワーユニットの接続部が錆により固着していた。ジョイントを緩め るためにガスバーナーを使用して加熱したところ、ホースジョイン トのカシメ部が破裂した。その際、ホース内に残ったオイルが気化	34	11	11701	1～ 9

				してバーナーに引火し、顔面と頸部に火傷を負った。				
21	2020	9	9 ～ 10	工場内で休憩中、たばこをペール缶に捨てた際、揮発性の高い物が入っており、缶が破裂し、炎が目に入り、角膜熱傷を負った。	46	11	11009	10 ～ 29
22	2020	11	7 ～ 8	成形工場での作業中、一度屋外に出て道を挟んで向かいにある印刷室へ洗浄用シンナーを取りに行った。シンナーが入った、金属製容器の流出口の下に金属製の缶を受け、蛇口をひねって開栓した瞬間、発火して着衣に燃え移り、下半身、左手に熱傷を負った。一連の行動は通常作業の一部であり、手袋、帯電防止用品、防火作業着などの装着はなかった。	55	16	10899	500 ～ 999
23	2020	11	12 ～ 13	堤防にトレーラーを止めて休憩中、次の現場準備のため、ウインチドラム装置のワイヤーに付着したグリスを揮発性の高い油洗浄スプレーで洗浄した。その際、作業服の左腕周辺にもスプレーが掛かった。その後、運転席で喫煙しようとしてライターを着火させた瞬間に引火し、左手から腕にかけて熱傷を負った。	58	11	40301	30 ～ 49
24	2020	12	13 ～ 14	配車センター場内で、トラックのオイル交換中に作業着についた汚れを落とすために、パーツクリーナーを拭き掛け作業着の汚れを拭き取った。その後、タバコに火を点けるため、ライターを引火したところ、パーツクリーナーを拭き掛けた作業着の右腕部に引火し、右前腕から指先、消火作業の際に左手を使用したため、左手手の平に3度熱傷を負った。	61	11	150103	30 ～ 49
25	2020	12	14 ～ 15	排水処理場で、コンテナからメタノール水タンクへメタノール水を補充する際、コンテナ底バルブが壊れており、メタノール水がタンク付近に漏洩し、非防爆の100Vコンセントに掛かった。その際、コンセント内の火花により、メタノール水に引火した。被災者が気付いて水中ポンプコンセントを抜きに行ったとき、ズボンに引火し、右下肢にII度熱傷を負った。	51	16	10801	10 ～ 29
			13					

26	2020	12	～	敷地内で、片付け作業中、ローラーハンドルを焼いている際、溶剤	39	15	30309	1～
		14		に引火し、全身に火傷を負った。				9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害事例\(最大99事例まで\) \(2020年\)](#)に戻る。